## 三加和中学校 学校だより

## 第29号

### **ウ**書 サレザン

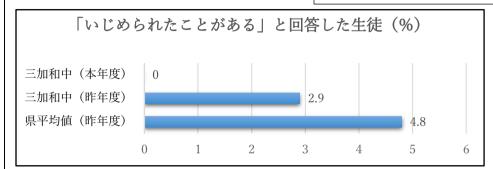
#### 文責 井上雄治

R3. 1. 13

# 『一人の笑顔のために』

# 心のアンケート

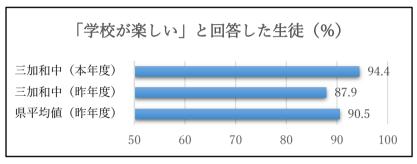
令和2年度熊本県公立学校「心のアンケート〜楽しい 学校生活を送るために〜」の調査結果をお知らせします。



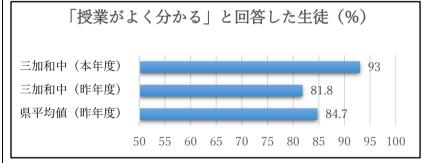
「いじめられたことがある」 と回答した生徒は一人もいませ んでした。

しかし、「相手がいやと思うことを言ったりしたことがある」と回答した生徒が23.9%いました。今後の課題だと捉え、豊かな心を育む教育をさらに推進

します。ただ、その数値は昨年度より減少しており、「学校が楽しい」と回答した 生徒が増加していることは評価できると 捉えています。

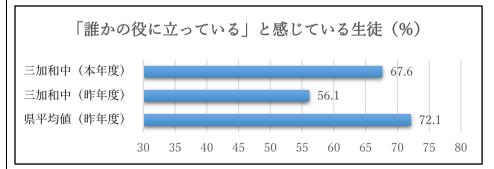


また、「授業がよく分かる」と回答した 生徒も、昨年度より増加しています。 昨年度の県平均値よりも高い値を示して おり、良い傾向が見られます。



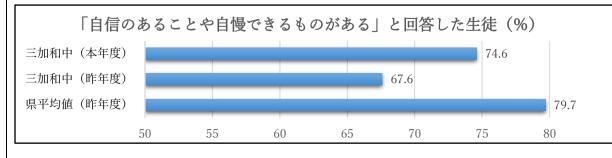
「誰かの役に立っている」「自身のあることや自慢できるものがある」と回答した生徒も、昨年度より増加しています。しかし、県平均値より下回っており、さらに自尊感情を高める取組を推進する必要があると感じています。自己有用感を

持ち、誰かのために努力できる 表現力豊かな生徒を育てていき たいと考えています。



※11月にも配布いたしましたが、裏面に「子どものサイン発見チェックリスト」を載せています。何か気になられることがありましたら、いつでも学校に

ご相談ください。





# 子どものサイン発見チェックリスト(家開)

このチェックリストは、御家庭で子どもの小さなサインの発見に活用していただくために作成したものです。以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校までこのチェックリストを御提出いただくか、御相談をお願いします。

	項    目	チェック欄
1.	表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2.	学校のことをあまり話さなくなった。	
3.	朝から体の不調を訴え、登校をしぶるようになった。	
4.	感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり八つ当たりしたりするようになった。	
5.	すり傷やあざ等を隠すようになった。(風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけ	
な	ぶをしたと言う。)	
6.	家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
7.	友だちからの電話やメール等の連絡に、暗い表情が見られるようになった。	
8.	学用品や私物がなくなったり、壊れていたりすることが増えた。	
9.	教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10.	衣類が破れたり、汚れたりしていることが増えた。	
11.	以前に比べると食欲がなくなった。	
12.	最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。	
13.	以前に比べると言葉遣いが乱暴になった。	
14.	家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
15.	不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
16.	友だちからの電話やメール等の連絡で、急に外出することが増えた。	
17.	携帯電話やスマートフォンのメールやライン等を頻繁に気にするようになった。	
18.	何に対しても投げやりで集中力が続かないようになった。	
19.	「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
20.	友だちへの口調が命令口調になっている。	
21.	家で買い与えた物ではない物を持っている。	
22.	家で与えた以上のお金を持っている。	

### ※「熊本県いじめ防止基本方針」が令和2年11月24日付けで改定されました。

(定義)第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆定義は変更ありませんが、いじめの定義解釈の一部が次のように変更されました。

<u>けんかやふざけ合いであっても</u>、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### ◆いじめの解消について2つの要件が明示されました。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること
  - ・その期間は、少なくとも3か月を目安。
  - ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。
- (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

詳しくは、 県教育委員会ホームページ に掲載されています。